

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県人事委員会
- 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五第一項の表四キロメートル未満の項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「五、一〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、六〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「一〇、二〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメー

トル未満の項中「二、四〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「二、七〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一四、〇〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一五、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一六、五〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一七、八〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一九、一〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「二〇、四〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二一、六〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、二〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二二、九〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、九〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二四、二〇〇円」を「二五、一〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二五、四〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二三、二〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「二八、二〇〇円」を「二九、三〇〇円」に、「二四、一〇〇円」を「二四、七〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「三〇、八〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「三三、四〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三五、八〇〇円」を「三七、三〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、七〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三七、六〇〇円」を「三九、四〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、七〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「四〇、五〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二一、三〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四三、三〇〇円」を「四五、五〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四六、二〇〇円」を「四八、五〇〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二四、三〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上八十五キロメートル未満の項中「四九、一〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改め、同表八十五キロメートル以上九十キロメートル未満の項中「五二、〇〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改め、同表九十キロメートル以上九十五キロメー

トル未満の項中「五四、九〇〇円」を「五七、六〇〇円」に、「二七、五〇〇円」を「二八、八〇〇円」に改め、同表九十五キロメートル以上の項中「五七、八〇〇円」を「六〇、七〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に改める。
別表第一郡山光風学園の項を削る。

「福島学園副学園長
郡山光風学園長
郡山光風学園次長
大笹生学園長」
を「福島学園副学園長
大笹生学園長」

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中
「福島県立長沼高等学校
福島県須賀川警察署長沼駐在所」
を「福島県須賀川警察署長沼駐在所」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。
附 則
(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十九日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第八号
市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
別表第二いわき市の項を次のように改める。

いわき市	いわき市立桶売小学校	二級
	いわき市立桶売中学校	二級
いわき市	いわき市立小白井中学校	二級
	いわき市立三和小学校	一級
	いわき市立三和中学校	一級
	いわき市立田人小学校	一級
	いわき市立田人中学校	一級
	いわき市立川前小学校	一級
	いわき市立川前中学校	一級
いわき市立三和学校給食共同調理場	一級	

別表第二須賀川市の項を削り、同表田村市の項中「準一級」を「一級」に改め、同表伊達郡の項を次のように改める。

伊達郡	川俣町立山木屋中学校	一級
-----	------------	----

別表第二南会津郡の項中
「南会津町館岩学校給食センター」を「南会津町立伊南学校給食センター」に改め、同表耶麻郡の項中「北塩原村立裏磐梯中学校」を「北塩原村立裏磐梯学校」に改め、同表河沼郡の項中「柳津町学校給食センター」を「柳津町・三島町学校給食センター」に、「準一級」を「一級」に改め、同表石川郡の項、双葉郡の項及び相馬郡の項を次のように改める。

石川郡	平田村立小平小学校 平田村立ひらた清風中学校 平田村学校給食センター 古殿町立古殿小学校 古殿町立古殿中学校	一級
双葉郡	川内村立川内小中学園 葛尾村立葛尾小学校 葛尾村立葛尾中学校 葛尾村学校給食センター	二級
相馬郡	飯館村立いたて希望の里学園	一級

別表第四の五の表中
「白河市立信夫第一小学校
白河市立信夫第二小学校
白河市立大屋小学校
白河市立東北中学校」
を「白河市立大信小学校
白河市立東北中学校」に、

「白河市立飯坂小学校
俣町立山木屋小学校」を「川俣町立山木屋小学校」に、「東部共同調理場」を「玉川村学校給食センター」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(へき地手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地学校等（市町村立学校職員の給与の支給に関する規則第四条第一項に規定するへき地学校等を含む。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる学校又は共同調理場（へき地学校等として指定されないこととなるものを含む。）に施行日の前日において勤務する学校職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものうち、当該学校職員に係る改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則第四条第一項及び第二項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるものに係るへき地手当の月額は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日以後のへき地手当の月額が当該学校職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額とする。

3 次の各号に掲げる学校職員に係る前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の学校職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定により定められる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「施行日の前日における育児短時間算出率」という。）で除して得た額」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の学校職員であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額に福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「現在における育児短時間算出率」という。）を乗じて得た額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における育児短時間算出率で除して得た額に現在における育児短時間算出率を乗じて得た額」とする。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第九号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（総務審査課）

（採用給与課）

